【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月19日
【届出者の名称】	株式会社バッファロー
【届出者の所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中区大須三丁目30番20号
【電話番号】	（０３）４２１３－１１２２
【事務連絡者氏名】	社長室長　　冨谷　英人
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社バッファロー （東京都千代田区丸の内一丁目11番１号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目８番20号）

（注１）　本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注２）　本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注３）　本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成６年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注４）　本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
（注５）　本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
（注６）　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指します。
（注７）　本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第１条第１項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
（注８）　本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

第１【公開買付要項】

１【買付け等をする上場株券等の種類】

普通株式

２【買付け等の目的】

当社は、経営コンセプトである「Original Value Creation（オリジナルな「価値」の創造）」を掲げるとともに、持続的な成長と企業価値の最大化、そしてステークホルダーの皆様への分配を掲げ、連結配当性向30～40%を目安とした安定した配当等の株主還元を行うことを目標としております。また、連結ＲＯＥ15%以上を目標とし、配当及び自己株式取得による株主還元とバランスシートの適正化を図っていくことを目標としております。さらに、当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、当該方針に基づき、2026年３月期には、中間配当金として１株当たり60円、期末配当金として１株当たり60円、合計で１株当たり120円の配当を実施いたしました。また、2027年３月期には、中間配当金として１株当たり30円、期末配当金として１株当たり30円、合計で１株当たり60円の配当を実施する予定です（なお、2026年４月１日付で当社普通株式１株につき２株の割合で株式分割を実施しており、2027年３月期の１株当たりの配当金については、当該株式分割後の金額を記載しております。）。

また、当社は、剰余金の配当及び自己株式の取得等に関し、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当及び自己株式の取得等を取締役会の権限とすることにより、株主還元の強化及び資本効率の向上並びに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。これまでに当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するためや資本効率の向上及び株主還元策の一環として、自己株式の取得を行っております。具体的にはそれぞれ以下のとおりです。

① 2016年７月25日開催の当社取締役会の決議に基づく、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における市場買付けの方法による当社普通株式の取得（取得した株式数：1,169,200株、取得当時の所有割合（注１）：6.08%、取得期間：2016年７月26日から2017年７月25日、取得総額：3,508,293,900円）
② 2016年７月25日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による2016年７月27日を取得日とする当社普通株式の取得（取得した株式数：30,000株、取得当時の所有割合（注２）：0.16%、取得総額：80,400,000円）
③ 2017年７月26日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における市場買付けの方法による当社普通株式の取得（取得した株式数：480,900株、取得当時の所有割合（注３）：2.65%、取得期間：2017年７月27日から2018年７月26日、取得総額：1,852,424,000円）
④ 2018年７月26日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における市場買付けの方法による当社普通株式の取得（取得した株式数：1,014,600株、取得当時の所有割合（注４）：4.90%、取得期間：2018年７月27日から2019年７月26日、取得総額：3,939,887,500円）
⑤ 2019年８月２日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における自己株式の公開買付けによる2019年９月26日を決済の開始日とする当社普通株式の取得（取得した株式数：3,019,140株、取得当時の所有割合（注５）：15.33%、買付け等の期間：2019年８月５日から2019年９月２日、買付け総額：8,302,635,000円）
⑥ 2020年10月28日及び2021年７月27日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における市場買付けの方法による当社普通株式の取得（取得した株式数：920,500株、取得当時の所有割合（注６）：5.51%、取得期間：2020年10月29日から2021年10月28日、取得総額：3,204,924,600円）
⑦ 2021年５月25日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による2021年５月26日を取得日とする当社普通株式の取得（取得した株式数：24,000株、取得当時の所有割合（注７）：0.15%、取得総額：114,120,000円）
⑧ 2021年７月27日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による2021年７月28日を取得日とする当社普通株式の取得（取得した株式数：557,800株、取得当時の所有割合（注８）：3.54%、取得総額：3,285,442,000円）
⑨ 2021年８月18日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による2021年８月19日を取得日とする当社普通株式の取得（取得した株式数：112,900株、取得当時の所有割合（注９）：0.72%、取得総額：605,144,000円）
⑩ 2023年２月13日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における市場買付けの方法による当社普通株式の取得（取得した株式数：168,900株、取得当時の所有割合（注10）：1.00%、取得期間：2023年２月14日から2024年２月13日、取得総額：545,997,000円）
⑪ 2024年５月13日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における市場買付けの方法による当社普通株式の取得（取得した株式数：11,800株、取得当時の所有割合（注11）：0.07%、取得期間：2024年５月14日から2025年２月12日、取得総額：40,809,500円）

⑫　2024年６月28日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による2024年７月１日を取得日とする当社普通株式の取得（取得した株式数：1,486,800株、取得当時の所有割合（注12）：8.90%、取得総額：5,203,800,000円）

⑬　2025年２月12日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による2025年５月９日を取得日とする当社普通株式の取得（取得した株式数：2,500,000株、取得当時の所有割合（注13）：16.44%、取得総額：5,202,500,000円）

⑭　2025年８月８日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における市場買付けの方法による当社普通株式の取得（取得した株式数：252,900株、取得当時の所有割合（注14）：1.99%、取得期間：2025年８月９日から2026年１月13日、取得総額：1,224,840,000円）

⑮　2025年９月４日開催の当社取締役会の決議に基づく、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による2025年９月５日を取得日とする当社普通株式の取得（取得した株式数：650,000株、取得当時の所有割合（注15）：5.11%、取得総額：2,275,000,000円）

（注１）　2016年７月22日現在の発行済株式総数（22,237,873株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（3,014,557株）を控除した株式数（19,223,316株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、取得当時の所有割合の計算において同じとします。）をいいます。

（注２）　2016年７月22日現在の発行済株式総数（22,237,873株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（3,014,557株）を控除した株式数（19,223,316株）に対する割合をいいます。

（注３）　2017年７月25日現在の発行済株式総数（22,237,873株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（4,098,740株）を控除した株式数（18,139,133株）に対する割合をいいます。

（注４）　2018年７月26日現在の発行済株式総数（22,237,873株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（1,522,654株）を控除した株式数（20,715,219株）に対する割合をいいます。

（注５）　2019年３月31日現在の発行済株式総数（22,237,873株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（2,537,468株）を控除した株式数（19,700,405株）に対する割合をいいます。

（注６）　2020年10月27日現在の発行済株式総数（22,237,873株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（5,530,145株）を控除した株式数（16,707,728株）に対する割合をいいます。

（注７）　2021年３月31日現在の発行済株式総数（22,237,873株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（6,322,195株）を控除した株式数（15,915,678株）に対する割合をいいます。

（注８）　2021年７月26日現在の発行済株式総数（22,237,873株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（6,474,825株）を控除した株式数（15,763,048株）に対する割合をいいます。

（注９）　2021年７月26日現在の発行済株式総数（22,237,873株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（6,474,825株）を控除した株式数（15,763,048株）に対する割合をいいます。

（注10）　2022年12月31日現在の発行済株式総数（17,937,873株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（1,064,506株）を控除した株式数（16,873,367株）に対する割合をいいます。

（注11）　2024年３月31日現在の発行済株式総数（16,937,873株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（233,526株）を控除した株式数（16,704,347株）に対する割合をいいます。

（注12）　2024年３月31日現在の発行済株式総数（16,937,873株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（233,526株）を控除した株式数（16,704,347株）に対する割合をいいます。

（注13）　2025年１月31日現在の発行済株式総数（15,300,000株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（94,393株）を控除した株式数（15,205,607株）に対する割合をいいます。

（注14）　2025年６月30日現在の発行済株式総数（12,800,000株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（74,248株）を控除した株式数（12,725,752株）に対する割合をいいます。

（注15）　2025年６月30日現在の発行済株式総数（12,800,000株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（74,248株）を控除した株式数（12,725,752株）に対する割合をいいます。

このような状況の下、当社は、2026年４月上旬、連結ＲＯＥ15%以上という目標の達成に向けて具体的な施策の検討を進めた結果、当該目標を継続的に達成するためには、当社の財務健全性及び安全性を維持しつつ、当社の自己資本の水準を一定程度引き下げることで、資本効率を向上させることが必須であると考え、自己株式取得を実施することが必要であるとの認識に至りました。

また、自己株式取得の実施にあたっては、当社の株主構成及び株式流動性に関する以下の３つの課題及びその対応方針を踏まえた上で、一般株主に対し十分な応募の機会を確保し、株主平等への配慮を損なうことがないことを前提としつつも、一部の株主から重点的に株式を取得する試みを行うことが望ましいと考えました。

① 外国投資家への該当可能性

2026年４月１日現在、当社株主の外国投資家比率は48.12%（小数点以下第三位を四捨五入）であるところ、仮に、当社が外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）の外国投資家（以下「外国投資家」といいます。）に該当した場合、今後のM＆Aや資本業務提携に際して、当社が外為法上の制約を受ける可能性があります。したがって、外国投資家からの自己株式取得を通じて当社における外国投資家比率を下げ、当社が外国投資家に該当しない状態を維持することが今後のM＆Aや資本業務提携を含む当社の経営戦略において重要であると考えております。

② 浮動株時価総額への影響（ＴＯＰＩＸ構成銘柄からの除外リスク）

2026年４月１日現在、当社普通株式はＴＯＰＩＸ（東証株価指数）の構成銘柄として選定されているところ、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）の構成銘柄の選定は浮動株時価総額を基礎に判定されているため（2025年12月10日版「東証指数算出要領（ＴＯＰＩＸ編）」参照）、当社が当社普通株式を浮動株として所有する株主から自己株式を取得した場合、当社の浮動株時価総額が減少し、当社普通株式がＴＯＰＩＸ（東証株価指数）の構成銘柄から除外される可能性が高まること、また除外された場合にその後の再組み入れが困難になることが懸念されます。したがって、自己株式取得に際しては、その所有する当社普通株式が浮動株として取り扱われていない株主から重点的に当社普通株式を取得することがＴＯＰＩＸ構成銘柄維持及び再組み入れの観点から適切であると考えております。

③ 流通株式比率への影響

本書提出日現在、エフィッシモ　キャピタル　マネージメント　ピーティーイー　エルティーディー（Effissimo Capital Management Pte. Ltd.）（以下「エフィッシモ」といいます。）が運用するイーシーエム　マスター　ファンド（2026年11月13日現在の所有株式数：2,225,994株（注16）、所有割合（注17）：9.38%。以下「ＥＣＭ」といいます。）が所有する当社普通株式は流通株式として取り扱われております（注18）。このような状況を踏まえると、当社が自己株式を取得するに際し、ＥＣＭ以外の株主から当社普通株式を取得し、一方、ＥＣＭから当社普通株式を取得しない場合には、ＥＣＭの所有割合が10%を超え、ＥＣＭが主要株主となり、ＥＣＭが所有する当社普通株式が流通株式として取り扱われなくなる可能性があることにより、結果として当社の流通株式比率が低下する可能性があると考えております。

また、本書提出日現在、当社の筆頭株主である株式会社メルコグループ（本書提出日現在の所有株式数：8,440,558株、所有割合：35.57%。以下「メルコグループ」といいます。なお、メルコグループは、有価証券の保有及び運用、事業統括運営を行っている法人であり、当社の代表取締役社長である牧寛之氏が代表取締役を兼務しております。）が所有する当社普通株式は非流通株式として取り扱われております。このような状況を踏まえると、当社が自己株式を取得するに際し、メルコグループから非流通株式である当社普通株式を取得すれば、当社の流通株式比率を維持できるものと考えております。

したがって、当社の流通株式比率の維持の観点から、自己株式取得に際しては、ＥＣＭ及びメルコグループから一定数の当社普通株式を取得することが適切であると考えております。

（注16）　エフィッシモによれば、ＥＣＭの所有株式数には、プライムブローカレッジ契約に基づき、各プライムブローカーに対して担保権が設定されている当社普通株式の合計1,320,000株（メリルリンチ・インターナショナルに係る500,000株、シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドに係る460,000株及びジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーに係る360,000株）が含まれるとのことです。

（注17）　「所有割合」とは、当社が2026年11月13日に公表した「2027年３月期第２四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「2027年３月期第２四半期決算短信」といいます。）に記載された、2026年９月30日現在の発行済株式総数（24,000,000株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（269,691株）を控除した株式数（23,730,309株）に対する割合をいいます。

（注18）　東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則において、上場株式数の10%以上を所有する株主の所有株式数は原則として流通株式として取り扱われないこととされています。

以上を踏まえ、当社は、2026年４月中旬、自己株式を取得するに際しては、外国投資家に該当し、かつ、浮動株主に該当せず、流通株式比率の観点で意味のある、メルコグループ及びＥＣＭから、それぞれ一定の規模の当社普通株式を取得することが望ましいと考えるに至りました。

その後、当社は、自己株式取得の手法について具体的な検討を開始いたしました。まず、当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、自己株式取得に伴う当社資産の社外流出を可能な限り抑制することが望ましいと考え、市場価格から一定のディスカウントを行った価格を公開買付価格とした自社株公開買付けによる方法が適切であると考えました。しかし、内国法人であるメルコグループと異なり、外国法人であるＥＣＭについては、自社株公開買付けへの応募によって生じるみなし配当の額についての益金不算入に係る法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。以下「法人税法」といいます。）第23条の規定が適用されず、またみなし配当に

係る源泉税の還付が受けられないと考えられることから、税務上のメリットを享受できないと考えられるため、市場価格からディスカウントされた公開買付価格による自社株公開買付けでは、ＥＣＭによる応募は期待できないことが懸念されました。そこで、ＥＣＭからの自己株式取得を実現する観点から、自社株公開買付けと併せて、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を実施することを検討いたしました。さらに、連結ＲＯＥ15%以上という目標の達成という観点から、自社株公開買付け及び自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）によっても必要な自己株式数を取得できない場合に備え、市場買付けを別途行うことも検討いたしました。

その結果、当社は、2026年４月下旬、以下のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）で自己株式取得を実施することが有益であると初期的に判断するに至りました。

(a) 自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）、本公開買付け及び市場買付けの手法によって自己株式取得を実施することを当社取締役会にて決議し、同時に公表。

(b) 公表日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値にて、公表日の翌営業日に、主にＥＣＭの所有する当社普通株式を取得することを目的として、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式取得を実施。

(c) 公表日の４営業日後（注19）に、主にメルコグループの所有する当社普通株式を取得することを目的として、本公開買付けを開始。

(d) 本公開買付けの終了後、東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の流動性を考慮しつつ、上記の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）及び本公開買付けにおいて取得した自己株式数に加えて、一般株主の皆様から自己株式を取得する場合は、市場買付けの手法による自己株式取得を実施。

（注19） 自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）の約定日の２営業日後に自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）に係る決済が行われることから、決済完了後に本公開買付けが開始されるようにするものです。

以上を踏まえ、当社は、本スキームの詳細について引き続き検討を進める一方で、2026年５月14日開催の取締役会において、連結ＲＯＥ15%以上という目標の達成を踏まえ、取得株式総数を400万株（上限）、取得総額を112億円（上限）と設定し、取得期間を2026年５月15日から2027年４月30日までとする自己株式取得を実施することを決定いたしました（詳細については、当社が2026年５月14日付で公表した「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第459条第１項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」をご参照ください。）。

その後、当社は、2026年６月23日、メルコグループに対し、(ⅰ)本スキームにより自己株式取得を行う予定であること、(ⅱ)本スキームにおける各取得手続のうち、本公開買付けについては、すべての株主に平等に応募機会があることは当然であるものの、想定する主な対象はメルコグループが所有する当社普通株式であること、(ⅲ)本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は、東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の市場株価から一定のディスカウントを行った価格とすることを想定していることを、初期的に提案いたしました。

これに対して、メルコグループより、2026年６月24日、メルコグループが2026年５月20日付で市場外相対取引により当社普通株式120万株を取得しており、法第164条に基づく短期売買利益の返還制度の適用を受けるため、2026年５月20日から６ヶ月間は当社普通株式を売却することができない旨の連絡を受けたことから、当社は、自己株式取得に係る検討を一時的に中断いたしました。

その後、当社は、2026年８月上旬、メルコグループが法第164条に基づく短期売買利益の返還制度の適用を受けない時期において自己株式取得を実施することを念頭に、本スキームに関する検討を再開いたしました。

そして、当社は、2026年８月27日、エフィッシモに対し、(ⅰ)本スキームにより自己株式取得を行う予定であること、(ⅱ)本スキームにおける各取得手続のうち、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）については、すべての株主に平等に取引の機会があることは当然であるものの、想定する主な対象はＥＣＭが所有する当社普通株式であること、(ⅲ)ＥＣＭから取得する株式数については、外国投資家該当性、浮動株時価総額及び流通株式比率の観点から、900,000株（所有割合：3.79%）を想定していることを、初期的に提案したところ、同日付で、エフィッシモより、本スキームによる自己株式取得について前向きに検討する旨の回答を得ました。

また、当社は、2026年９月17日、メルコグループに対し、(ⅰ)当社としては、メルコグループが法第164条に基づく短期売買利益の返還制度の適用を受けない時期において、自己株式取得を実施することを希望していること、(ⅱ)本スキームにおける各取得手続のうち、本公開買付けについては、すべての株主に平等に応募機会があることは当然であるものの、想定する主な対象はメルコグループが所有する当社普通株式であること、(ⅲ)本公開買付価格は、東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の市場株価から一定のディスカウントを行った価格とすることを想定していること、(ⅳ)メルコグループから取得する株式数については、外国投資家該当性及び浮動株時価総額の観点から、2,700,000株（所有割合：11.38%）を想定していることを改めて打診したところ、同日付で、メルコグループより、本公開買付価格及び本スキームについて、メルコグループに十分な配慮がなされることを前提として、メルコグループの所有する当社普通株式の一部である2,700,000株（所有割合：11.38%）について、本公開買付けへの応募を前向きに検討する旨の連絡を受けました。

その後、当社は、2026年９月中旬、本公開買付価格について具体的な検討を開始いたしました。まず、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場価格については、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理

性をより確保することができると考えました。その上で、当社は、2026年９月11日付で公表した「通期連結業績予想の修正及び中間期連結業績予想の公表に関するお知らせ」のとおり、通期業績の上方修正を公表したことから、過去３ヶ月間及び過去６ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のような長期間の平均株価を採用した場合には、直近の当社の企業価値及び市場の評価が適切に反映されない可能性があると考え、本公開買付けの開始日の前営業日（以下「基準日」といいます。）までの過去１ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均値（以下「１ヶ月間終値単純平均値」といいます。）を基準とすることが相当であると考えました。一方で、本スキームにおいては、上記のとおり、本公開買付けの開始に先立ち、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を実施するため、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）の実施から本公開買付けの開始までに当社普通株式の市場株価が変動する可能性があることから、自己株式取得に伴う当社資産の社外流出を可能な限り抑制することが望ましいとの考えに照らし、基準日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値（以下「基準日終値」といいます。）も考慮することが望ましいと考えました。以上の検討を経て、当社は、基準日終値又は１ヶ月間終値単純平均値のいずれか低い方の価格を基準とすることが妥当であると判断いたしました。次に、当社は、市場価格に対するディスカウント率については、客観性及び合理性のある水準とすべく、比較的近時の一定数の類似事例（市場株価を公開買付価格の算定の基礎としつつ、かつ特定の株主からの取得が予定されたディスカウント価格による自己株式の公開買付けの事例）におけるディスカウント率の設定状況を把握する必要があると考えました。その際、統計的な信頼性を高める観点から、参照する類似事例数を一定数確保することが望ましいと考え、過去２年間（2024年９月１日から2026年８月31日まで）に公表された類似事例に限らず、2024年１月１日から2026年８月31日までに公表された事例（以下「本事例」といいます。）を参考とすることとしました。そして、本事例69件中、基礎となる市場株価に対するディスカウント率を10%程度とした事例が59件と最多であり、当社普通株式の市場株価のボラティリティを考慮しても、同程度のディスカウント率を採用することが適切であると判断いたしました。

以上の検討を踏まえ、当社は、2026年９月17日、メルコグループに対し、本公開買付価格については、基準日終値又は１ヶ月間終値単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った価格とすることを提案するとともに、メルコグループによる本公開買付けへの応募に関して、当社との間で公開買付応募契約を締結することを打診いたしました。

これに対して、メルコグループより、同日、当社が提案した本公開買付価格の決定方法では、本公開買付けの開始の直前に当社普通株式の市場株価が急落し、基準日終値が１ヶ月間終値単純平均値を下回った場合に、本公開買付価格が著しく低い水準となるおそれがあり、さらに、当社との間で公開買付応募契約を締結した場合には、当該価格での本公開買付けへの応募が義務付けられることを踏まえると、かかる条件では本公開買付けへの応募に応諾できない旨の見解が示されました。その上で、当社は、メルコグループより、１ヶ月間終値単純平均値と基準日終値を比較し、１ヶ月間終値単純平均値の方が低い場合はそこから10%のディスカウントをした価格をもって本公開買付価格とし、基準日終値の方が低い場合はそこから５%のディスカウントをした価格をもって本公開買付価格とする旨の対案を受領しました。

これを受け、当社は、2026年９月18日、メルコグループに対して、当該対案では、１ヶ月間終値単純平均値と基準日終値の価格差の程度によっては、十分なディスカウントを確保できないおそれがあることから、１ヶ月間終値単純平均値に対して10%のディスカウントをした価格と、基準日終値に対して５%のディスカウントをした価格を比較し、そのいずれか低い方の価格を本公開買付価格とする案を提示いたしました。

これに対して、当社は、2026年９月24日、メルコグループより、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、上記条件において、メルコグループの所有する当社普通株式の一部である2,700,000株（所有割合：11.38%。以下「応募意向株式」といいます。）について、本公開買付けへの応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

なお、本公開買付けにおける買付予定数については、メルコグループ以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から検討した結果、本事例69件のうち、特定の株主が応募を予定する株数に10%程度上乗せした株数を買付予定数としている事例が30件と最多となっていることから、応募意向株式に10%程度上乗せした株数が適切であると考え、応募意向株式である2,700,000株（所有割合：11.38%）に対して11.11%を上乗せした2,999,900株（所有割合：12.64%）を上限とすることといたしました。

本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数を上回った場合には、法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の13第５項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式による買付け等となり、応募意向株式の一部は買い付けられないこととなりますが、メルコグループからは、本公開買付けに応募したものの当社が取得することができなかった応募意向株式及び本公開買付け後も所有することとなる当社普通株式については、継続的に所有する方針である旨の回答を受けております。

また、当社は、本公開買付けに要する資金について、その全額を自己資金より充当する予定です。なお、2027年３月期第２四半期決算短信に記載された2026年９月30日現在における当社連結ベースでの手元流動性（現金及び預金）は約270億円であり、本公開買付けに要する資金に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

以上の検討及び判断を経て、当社は、2026年11月13日に公表した「自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）、自己株式の公開買付け及び市場買付けに関するお知らせ」及び「自己株式取得に係る事項の一部変更（取得枠の拡大）に関するお知らせ（会社法第459条第１項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」（以下併せて「本プレスリリース」といいます。）にてお知らせしましたとおり、2026年11月13日開催の取締役会において、(ⅰ)会社法第459条第１項の規定による当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）（以下「本自己株式立会外買付取引」といいます。）、本公開買付け及び市場買付けを実施すること、(ⅱ)本公開買付けの開始日を本プレスリリースの公表日の４営業日後である2026年11月19日とすること、(ⅲ)本公開買付価格については、基準日終値に対して５％のディスカウントを行った価格（円未満を四捨五入。以下、本公開買付価格の計算において同じとします。）又は１ヶ月間終値単純平均値（円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して10％のディスカウントを行った価格のいずれか低い方の価格とすること、(ⅳ)2026年５月14日開催の取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限を112億円から140億円に増額することを決議いたしました。

なお、当社の代表取締役社長である牧寛之氏は、メルコグループの代表取締役を、当社の取締役である津坂巌氏は、メルコグループの取締役をそれぞれ兼務していることから、本公開買付けに関して特別利害関係を有する可能性があることに鑑み、利益相反の可能性を排除することを目的として、当社とメルコグループとの事前の協議には、当社の立場からは一切参加しておらず、また、当社の取締役会における本公開買付けの実施に係る議案の審議及び決議にも一切参加しておりません。

また、当社は、本公開買付けの実施の決議とあわせて、2026年11月13日付で、メルコグループとの間で、当社が本公開買付けを実施した場合には、応募意向株式を本公開買付けに応募する旨の応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結いたしました。

なお、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、その全て又はその大部分を速やかに消却する予定ですが、本書提出時点において、具体的な消却時期は未定です。

３【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

（１）【発行済株式の総数】

24,000,000株（2026年11月19日現在）

（２）【株主総会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
―	―	―

（３）【取締役会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
普通株式	4,000,000	14,000,000,000

（注１） 取得する株式総数の本書提出日現在の発行済株式総数に対する割合は、16.67%です（小数点以下第三位を四捨五入）。

（注２） 取得することができる期間は、2026年５月15日から2027年４月30日までです。

（注３） 取得する株式の総数は、2026年５月14日開催の取締役会において決議された取得する株式の総数の上限株数です。

（注４） 本公開買付けにおいて、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は本自己株式立会外買付取引において取得する株式の総数（1,000,000株）と本公開買付けにおける買付予定数（2,999,900株）の合計に１単元（100株）を加算しております。

（注５） 取得価額の総額は、2026年11月13日開催の取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限金額です。

（注６） 当社は、取得価額の総額（円）のうち、本自己株式立会外買付取引及び本公開買付けに基づいて取得されなかった分については、本公開買付けの決済の開始日の翌営業日である2027年１月14日から2027年４月30日までの間、東京証券取引所スタンダード市場において市場買付けを実施することを決議しております。当該市場買付けの詳細については、当社が2026年11月13日付で公表した「自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）、自己株式の公開買付け及び市場買付けに関するお知らせ」をご参照ください。

（注７） 市場環境等により、一部の取得が行われない可能性もあります。

（４）【その他（―）】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
―	―	―

（５）【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
普通株式	900,000	2,862,000,000

４【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

（１）【買付け等の期間】

買付け等の期間	2026年11月19日（木曜日）から2026年12月17日（木曜日）まで（20営業日）
公告日	2026年11月19日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス　https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/）

（２）【買付け等の価格等】

上場株券等の種類	買付け等の価格
普通株式	１株につき　金3,016円
算定の基礎	当社は、本公開買付価格の算定に際しては、当社普通株式の市場株価から一定のディスカウントを行った価格とすることが適切であると考えました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場価格については、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することができると考えました。その上で、当社は、2026年９月11日付で公表した「通期連結業績予想の修正及び中間期連結業績予想の公表に関するお知らせ」のとおり、通期業績の上方修正を公表したことから、過去３ヶ月間及び過去６ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のような長期間の平均株価を採用した場合には、直近の当社の企業価値及び市場の評価が適切に反映されない可能性があると考え、１ヶ月間終値単純平均値を基準とすることが相当であると考えました。一方で、本スキームにおいては、上記のとおり、本公開買付けの開始に先立ち、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を実施するため、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）の実施から本公開買付けの開始までに当社普通株式の市場株価が変動する可能性があることから、自己株式取得に伴う当社資産の社外流出を可能な限り抑制することが望ましいとの考えに照らし、基準日終値も考慮することが望ましいと考えました。以上の検討を経て、当社は、基準日終値又は１ヶ月間終値単純平均値のいずれか低い方の価格を基準とすることが妥当であると判断いたしました。次に、当社は、市場価格に対するディスカウント率については、客観性及び合理性のある水準とすべく、比較的近時の一定数の類似事例（市場株価を公開買付価格の算定の基礎としつつ、かつ特定の株主からの取得が予定されたディスカウント価格による自己株式の公開買付けの事例）におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、本事例を参考とすることとしました。そして、本事例69件中、基礎となる市場株価に対するディスカウント率を10%程度とした事例が59件と最多であり、当社普通株式の市場株価のボラティリティを考慮しても、同程度のディスカウント率を採用することが適切であると判断いたしました。 以上の検討を踏まえ、当社は、2026年９月17日、メルコグループに対し、本公開買付価格については、基準日終値又は１ヶ月間終値単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った価格とすることを提案するとともに、メルコグループによる本公開買付けへの応募に関して、当社との間で公開買付応募契約を締結することを打診いたしました。 これに対して、メルコグループより、同日、当社が提案した本公開買付価格の決定方法では、本公開買付けの開始の直前に当社普通株式の市場株価が急落し、基準日終値が１ヶ月間終値単純平均値を下回った場合に、本公開買付価格が著しく低い水準となるおそれがあり、さらに、当社との間で公開買付応募契約を締結した場合には、当該価格での本公開買付けへの応募が義務付けられることを踏まえると、かかる条件では本公開買付けへの応募に応諾できない旨の見解が示されました。その上で、当社は、メルコグループより、１ヶ月間終値単純平均値と基準日終値を比較し、１ヶ月間終値単純平均値の方が低い場合はそこから10%のディスカウントをした価格をもって本公開買付価格とし、基準日終値の方が低い場合はそこから５%のディスカウントをした価格をもって本公開買付価格とする旨の対案を受領しました。 これを受け、当社は、2026年９月18日、メルコグループに対して、当該対案では、１ヶ月間終値単純平均値と基準日終値の価格差の程度によっては、十分なディスカウントを確保できないおそれがあることから、１ヶ月間終値単純平均値に対して10%のディスカウントをした価格と、基準日終値に対して５%のディスカウントをした価格を比較し、そのいずれか低い方の価格を本公開買付価格とする案を提示いたしました。

	これに対して、当社は、2026年９月24日、メルコグループより、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、上記条件において、応募意向株式について、本公開買付けへの応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。 以上の検討及び判断を経て、当社は、本プレスリリースにてお知らせしましたとおり、2026年11月13日開催の取締役会において、(ⅰ)会社法第459条第１項の規定による当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）、本公開買付け及び市場買付けを実施すること、(ⅱ)本公開買付けの開始日を本プレスリリースの公表日の４営業日後である2026年11月19日とすること、(ⅲ)本公開買付価格については、基準日終値に対して５％のディスカウントを行った価格又は１ヶ月間終値単純平均値に対して10%のディスカウントを行った価格のいずれか低い方の価格とすること、(ⅳ)2026年５月14日開催の取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限を112億円から140億円に増額することを決議いたしました。 そして、基準日終値が3,175円、１ヶ月間終値単純平均値が3,357円であったことから、本公開買付価格は、より低い価格である基準日終値3,175円に対して５％のディスカウントを行った価格である、3,016円となりました。 なお、本公開買付価格である3,016円は、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である2026年11月12日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値3,190円に対して5.45%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率及びプレミアム率の計算において同じです。）、同日までの過去１ヶ月間の終値の単純平均値3,448円に対して12.53%、同過去３ヶ月間の終値の単純平均値3,284円に対して8.16%をそれぞれディスカウントした金額、同過去６ヶ月間の終値の単純平均値2,918円に対して3.36%のプレミアムを付した金額となります。また、本公開買付価格である3,016円は、本書提出日の前営業日である2026年11月18日の当社普通株式の終値3,175円に対して5.01%をディスカウントした金額となります。
算定の経緯	当社は、本公開買付価格の算定に際しては、当社普通株式の市場株価から一定のディスカウントを行った価格とすることが適切であると考えました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場価格については、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することができると考えました。その上で、当社は、2026年９月11日付で公表した「通期連結業績予想の修正及び中間期連結業績予想の公表に関するお知らせ」のとおり、通期業績の上方修正を公表したことから、過去３ヶ月間及び過去６ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のような長期間の平均株価を採用した場合には、直近の当社の企業価値及び市場の評価が適切に反映されない可能性があると考え、１ヶ月間終値単純平均値を基準とすることが相当であると考えました。一方で、本スキームにおいては、上記のとおり、本公開買付けの開始に先立ち、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を実施するため、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）の実施から本公開買付けの開始までに当社普通株式の市場株価が変動する可能性があることから、自己株式取得に伴う当社資産の社外流出を可能な限り抑制することが望ましいとの考えに照らし、基準日終値も考慮することが望ましいと考えました。以上の検討を経て、当社は、基準日終値又は１ヶ月間終値単純平均値のいずれか低い方の価格を基準とすることが妥当であると判断いたしました。次に、当社は、市場価格に対するディスカウント率については、客観性及び合理性のある水準とすべく、比較的近時の一定数の類似事例（市場株価を公開買付価格の算定の基礎としつつ、かつ特定の株主からの取得が予定されたディスカウント価格による自己株式の公開買付けの事例）におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、本事例を参考とすることとしました。そして、本事例69件中、基礎となる市場株価に対するディスカウント率を10%程度とした事例が59件と最多であり、当社普通株式の市場株価のボラティリティを考慮しても、同程度のディスカウント率を採用することが適切であると判断いたしました。 以上の検討を踏まえ、当社は、2026年９月17日、メルコグループに対し、本公開買付価格については、基準日終値又は１ヶ月間終値単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った価格とすることを提案するとともに、メルコグループによる本公開買付けへの応募に関して、当社との間で公開買付応募契約を締結することを打診いたしました。

	これに対して、メルコグループより、同日、当社が提案した本公開買付価格の決定方法では、本公開買付けの開始の直前に当社普通株式の市場株価が急落し、基準日終値が１ヶ月間終値単純平均値を下回った場合に、本公開買付価格が著しく低い水準となるおそれがあり、さらに、当社との間で公開買付応募契約を締結した場合には、当該価格での本公開買付けへの応募が義務付けられることを踏まえると、かかる条件では本公開買付けへの応募に応諾できない旨の見解が示されました。その上で、当社は、メルコグループより、１ヶ月間終値単純平均値と基準日終値を比較し、１ヶ月間終値単純平均値の方が低い場合はそこから10%のディスカウントをした価格をもって本公開買付価格とし、基準日終値の方が低い場合はそこから５%のディスカウントをした価格をもって本公開買付価格とする旨の対案を受領しました。 これを受け、当社は、2026年９月18日、メルコグループに対して、当該対案では、１ヶ月間終値単純平均値と基準日終値の価格差の程度によっては、十分なディスカウントを確保できないおそれがあることから、１ヶ月間終値単純平均値に対して10%のディスカウントをした価格と、基準日終値に対して５%のディスカウントをした価格を比較し、そのいずれか低い方の価格を本公開買付価格とする案を提示いたしました。 これに対して、当社は、2026年９月24日、メルコグループより、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、上記条件において、応募意向株式について、本公開買付けへの応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。 以上の検討及び判断を経て、当社は、本プレスリリースにてお知らせしましたとおり、2026年11月13日開催の取締役会において、(ⅰ)会社法第459条第１項の規定による当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）、本公開買付け及び市場買付けを実施すること、(ⅱ)本公開買付けの開始日を本プレスリリースの公表日の４営業日後である2026年11月19日とすること、(ⅲ)本公開買付価格については、基準日終値に対して５%のディスカウントを行った価格又は１ヶ月間終値単純平均値に対して10%のディスカウントを行った価格のいずれか低い方の価格とすること、(ⅳ)2026年５月14日開催の取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限を112億円から140億円に増額することを決議いたしました。

（３）【買付予定の上場株券等の数】

上場株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	2,999,900（株）	―（株）	2,999,900（株）
合計	2,999,900（株）	―（株）	2,999,900（株）

（注１） 応募株券等の総数が買付予定数（2,999,900株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（2,999,900株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の13第５項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注２） 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5【上場株券等の取得に関する許可等】

（1）【上場株券等の種類】

普通株式

（2）【根拠法令】

外国為替及び外国貿易法

当社は、本公開買付けによる株式取得（以下「本株式取得」といいます。）に関して、2026年10月15日付で、外為法第27条第１項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、2026年10月16日付で受理されております。

当該届出の受理後、当社が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮され、2026年11月12日より本株式取得が可能となっております。

（3）【許可等の日付及び番号】

国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付（現地時間）	許可等の番号
日本	財務大臣及び事業所管大臣	2026年11月11日	JD1320

６【応募及び契約の解除の方法】

（１）【応募の方法】

① 公開買付代理人

東海東京証券株式会社　　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号

② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の16時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続ください。）。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。

③ 本公開買付けに係る株券等の応募の受付けにあたっては、応募株主等が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等が当該証券取引口座に記録管理されている必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付けは行われません。また、本公開買付けにおいては、当社指定の株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）の特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することはできません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は株主名簿管理人の特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了している必要があります。（注１）

④ 公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される際には、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類（注２）の提出が必要になるほか、ご印鑑が必要になる場合があります。

⑤ 上記③の応募株券等の振替手続及び上記④の口座の新規開設には一定の日数を要しますのでご注意ください。

⑥ 外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

⑦ 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係は以下のとおりです。（注３）

（ｉ）応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（１株当たりの買付価格が当社の１株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなされ課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（１株当たりの買付価格が当社の１株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税５%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあっては、住民税５%は特別徴収されません。）。但し、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。）第４条の６の２第38項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

また、支払いを受ける配当とみなされる金額で、その支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が100分の３以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、配当所得として総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が東海東京証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が東海東京証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

（ⅱ）応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

（ⅲ）法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分については、原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

但し、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の３分の１超を直接に保有する応募株主等（国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限る）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないこととなります。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して公開買付期間末日までに租税条約に関する届出書をご提出ください。

⑧　応募の受付けに際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

⑨　応募株券等の全部又は一部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

（注１）　当社指定の株主名簿管理人の特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について

当社指定の株主名簿管理人の特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由で行う場合は、当該株主名簿管理人に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は当該株主名簿管理人にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

（注２）　マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主等の場合には、次のマイナンバー（個人番号）又は法人番号確認書類が必要になります。また、応募株主等が外国要人等（外国PEPs）に該当する場合は、その旨を申告していただく必要がございます。なお、マイナンバー（個人番号）又は法人番号確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお問い合わせください。

（注３）　税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、株主ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

＜個人の場合＞

次の表の①から③のいずれかの組合せによるマイナンバー（個人番号）確認書類及び本人確認書類等の提出をお願いいたします。なお、マイナンバー（個人番号）のご提供をいただけない方は、公開買付代理人である東海東京証券株式会社にて口座開設を行うことはできません。

また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している方であっても、氏名、住所、マイナンバー（個人番号）等を変更する場合にはマイナンバー（個人番号）確認書類及び本人確認書類等の提出が必要になります。詳細については公開買付代理人へお問い合わせください。

	個人番号確認書類	マイナンバー（個人番号）受入れのための本人確認書類
①	個人番号カード（裏面コピー）	・個人番号カード（表面コピー）
②	通知カード（コピー） 通知カードに記載されているお客さまの氏名、住所及び個人番号に変更がない場合のみ、ご利用いただけます。	・以下の書類のいずれか１つ（コピー） 運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート（住所、氏名、生年月日が確認できるものに限ります。））、在留カード 又は ・以下の書類のいずれか２つ 住民票の写し（原本）、住民票記載事項証明書（原本）、各種資格確認書、印鑑登録証明書、国民年金手帳、身体障害者手帳のコピー（住民票の写し及び住民票記載事項証明書並びに印鑑登録証明書については、発行日から６ヶ月以内の原本が有効） （以下「確認書類」といいます。）
③	マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写し（原本） 又は 住民票記載事項証明書（原本）	・確認書類のいずれか１つ （但し、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を除きます。）

なお、顔写真のない本人確認書類をご提出くださった場合には、他の本人確認書類の提出をお願いするか、又は書留等の転送不要郵便物等を郵送し取引時確認をさせていただきます。

＜法人の場合＞

「法人番号指定通知書」の写し、又は、国税庁法人番号公表サイト（https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/）から印刷した法人番号が印刷された書面及び本人確認書類（登記事項証明書、官公庁から発行された書類等（６ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの））が必要になります。

なお、法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の確認書類のいずれかの１つのコピーのご提出が必要となります。

また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している法人であっても、法人名称及び所在地を変更する場合には法人番号確認書類及び本人確認書類が必要になりますので、詳細については、公開買付代理人へお問い合わせください。

＜外国人株主等の場合＞

常任代理人に係る上記本人確認書類及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の住所地の記載のあるものに限ります。）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には、日本国政府の承認した外国政府若しくは権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるものが必要になります。

（２）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の16時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の16時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

東海東京証券株式会社　　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号

（その他東海東京証券株式会社全国各支店）

（３）【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「８　決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

（４）【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

東海東京証券株式会社　　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号

7【買付け等に要する資金】

（1）【買付け等に要する資金】

買付代金（円）(a)	9,047,698,400
買付手数料(b)	20,000,000
その他(c)	2,012,000
合計(a)＋(b)＋(c)	9,069,710,400

（注１）　「買付代金（円）(a)」欄には、買付予定数（2,999,900株）に本公開買付価格（3,016円）を乗じた金額を記載しております。

（注２）　「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

（注３）　「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

（注４）　その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

（注５）　上記金額には消費税等は含まれておりません。

（2）【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

	預金の種類	金額（円）
届出日の前日現在の預金等	普通預金	15,750,213,940
	計	15,750,213,940

8【決済の方法】

（1）【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

東海東京証券株式会社　　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号

（2）【決済の開始日】

2027年１月13日（水曜日）

（3）【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用される源泉徴収税額（注）を控除した金額を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した金融機関口座へ送金するか、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の証券取引口座へお支払いいたします。

（注）　公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係については、上記「６　応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」⑦の税務上の取扱いをご参照ください。

（4）【上場株券等の返還方法】

下記「９　その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の13第４項第２号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに応募が行われた直前の記録に戻す（公開買付代理人の証券取引口座に記録する）ことにより返還します。

９【その他買付け等の条件及び方法】

（１）【法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の13第４項第２号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数（2,999,900株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（2,999,900株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の13第５項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に１単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方法により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる１単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たないときは、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき１単元（追加して１単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。但し、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる１単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超えるときは、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を１単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に１単元未満の株数の部分がある場合は当該１単元未満の株数）減少させるものとします。但し、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

（２）【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の11第１項但書に基づき、公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

（３）【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「６　応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

（４）【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の６第１項及び令第14条の３の８により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

（５）【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の８第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載の内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

（６）【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第14条の３の４第６項及び第９条の４並びに府令第19条の２に規定する方法により公表します。

（７）【その他】

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明・保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）若しくは買付けに関する書類も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

② 当社は、2026年11月13日付で、メルコグループとの間で、応募意向株式について、本応募契約を締結しました。本応募契約において、メルコグループによる応募の前提条件は存在しません。一方、本公開買付けは、応募株券等の総数が買付予定数を超える場合は、法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の13第５項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式による買付けとなります。応募株券等の総数が買付予定数を超え、あん分比例の方式による買付けとなった場合、当社は応募意向株式の一部を取得することとなりますが、メルコグループより、本公開買付けに応募したものの、当社が取得することができなかった当社普通株式及び本公開買付け後も所有することとなる当社普通株式については、継続的に所有する方針である旨の回答を受けております。

③ 当社は、2026年11月16日を取得日として、本スキームにおける自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）の手法による自己株式の取得を行っております。詳細については2026年11月16日付「自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得結果に関するお知らせ」をご参照ください。

第２【公開買付者の状況】

１【発行者の概要】

（１）【発行者の沿革】

（２）【発行者の目的及び事業の内容】

（３）【資本金の額及び発行済株式の総数】

２【経理の状況】

（１）【貸借対照表】

（２）【損益計算書】

（３）【株主資本等変動計算書】

３【株価の状況】

金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名	東京証券取引所　スタンダード市場						
月別	2026年５月	2026年６月	2026年７月	2026年８月	2026年９月	2026年10月	2026年11月
最高株価（円）	2,719	2,785	2,795	3,170	3,590	3,765	3,380
最低株価（円）	2,253	2,287	2,448	2,647	2,961	3,365	2,923

（注）　2026年11月については、11月18日までの株価です。

４【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

（１）【発行者が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第39期（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）2025年６月26日関東財務局長に提出

事業年度　第40期（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）2026年６月26日関東財務局長に提出

②【半期報告書】

事業年度　第41期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）2026年11月13日関東財務局長に提出

③【訂正報告書】

該当事項はありません。

（２）【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社バッファロー
（東京都千代田区丸の内一丁目11番１号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町２番１号）
株式会社名古屋証券取引所
（名古屋市中区栄三丁目８番20号）

５【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。